

■論 文

農学校通則に基づく公立農学校の種別に関する一考察

伊藤 稔明

1. はじめに

1883年4月、文部省は達第五号をもって農学校通則を定めた¹⁾。これは、文部省が初めて定めた農業学校に関する規程である。それまで、教育令には文部卿が統括する学校として農学校を規定していながら、文部省はその具体的な設置規程を持ち合わせてはいなかった。この状況に転機をもたらしたのは、周知のように、1881年に発生した農業や商業などについての学校に対する管轄権をめぐる農商務省との対立である。これは、この年の4月7日に太政官達第二十五号をもって布達された農商務省職制²⁾に農商工の諸学校に関する管理が「官立ノ農商工ノ諸学校（工部省所管ノ工部大学校ヲ除ク）農工業模範ノ建造物及ヒ博物館（従前内務省所管ノ分ニ限ル）ヲ管理シ民立農商工ノ諸学校ヲ監督ス」（農商務卿職制第二）と謳われたことに対して、文部省が教育令の規定を根拠にその変更を太政官に求めたものである。このときの農業学校等の管轄権をめぐる文部省と農商務省との争いの背景となったのは、それまで“講習所”や“勸農場”などの呼称が用いられていた機関が、農学校など“学校”という呼称に変更され始めていたことであった。「学校であるならば、教育令の規定により、文部省の管轄である」という文部省の主張が展開されることになる。この管轄権の争いは、太政官による裁定で形式的には文部省の“勝利”でおわった。しかし、農業教育機関については、当時第一線の学校であった札幌農学校と駒場農学校という2つの官立農学校は農商務省の管轄とされ、文部省管轄は公私立の農学校のみとされたので、実質的な意味において文部省の“完全勝利”とはならなかった³⁾。

農商務省との対立のなか、文部省は農学校等の管轄権を主張したものの、こうした学校の設置を規定するよう

な法令を制定してはいなかった。その後、上述のように文部省は農業教育機関についての初めての規程である農学校通則を定めた。しかし、この農学校通則はその制定からわずか3年後には廃止されてしまう。

本論は、農学校通則廃止の経緯を探る研究の端緒として、農学校通則が存在していた期間における府県の農学校設置状況を明らかにすることを目的とする。後で詳しくみるように、農学校通則は農学校を第一種と第二種に種別することを規定していて、これまでの研究では、全国的には第二種の農学校ばかりが設置されたと認識されてきた。しかし、この認識は農学校を設置した各県に残る多くの史料から構築されたものではなく、文部省編纂のただ1冊の文献に依っているものである。したがって、農学校通則の廃止について研究するならば、まず、当時の農学校の設置状況について、それらを設置していた県に残る布達文書等の史料に基づいて確認しなくてはならない。本論では、農学校通則の存在期間中に設置された農学校が、通則に定めるところの第一種であったのか第二種であったのかに焦点をあて検討をすすめる。

本論は以下のように構成される。次節では、農学校通則そのものとその廃止についての先行研究を概観する。第3節では、農学校通則存在期間のうち、1883年から1885年までのあいだに設置された公立の各農学校が通則で定めるところの第一種であったのか第二種であったのかを明らかにする。第4節では、農学校通則廃止直後に設置された2つの農学校について前節と同様の検討をおこなう。まとめは第5節で与えられる。

2. 農学校通則とその廃止

農学校通則第1条では「農学校ハ此通則ニ遵ヒ農ノ学業ヲ教授スル所トス」と規定され、各地に設置されてい

る農学校及び今後設置される農学校は、この通則に準拠することが求められた。第2条と第3条では、農学校を第一種と第二種に分類し、第一種農学校は「主トシテ躬ラ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とし「主トシテ実業ヲ授ケ」、第二種農学校は「主トシテ善ク農業ヲ処理スヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とし「学理ト実業トヲ並ヒ授ケル」と規定している。これら2種類の農学校の入学資格は、第一種については第8条と第9条に、第二種については第15条と第16条に定められていて、第一種農学校の入学資格は15歳以上で基本的に小学校中等科卒業の学力を有すること、第二種農学校の入学資格は16歳以上で基本的に中学校初等科卒業の学力を有することが求められている。また、修業年限は、第一種については第5条で2年とされ、第二種については第12条で3年とされている。ただ、これら条文には双方とも「但此年限ヲ一年以内増加スルコトヲ得」と但し書きがされていて、第一種については3年まで、第二種については4年まで延長することが可能とされた。

さらに、それぞれに設定された学科は、第一種が第4条に、

第一種農学校ノ学科ハ左ニ掲ケル諸目トス
修身 算術幾何 物理 化学 動植物 耕種 養畜 農業
経済 農業簿記

但土地ノ情況ニヨリ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ園芸 森林 開墾 養蚕 養魚 桑茶 綿 麻 楮 藍 黍 藪 甘蔗 蘆粟 葡萄 煙草等ノ耕種法 製茶法 製糖法 農産物貯法 肥料製造法等ノ学科目ヲ置クコトヲ得

と規定され、第二種については第11条に、

第二種農学校ノ学科ハ左ニ掲ケル諸目トス
修身 代数 幾何 三角法 図画 物理学 化学 動物学
植物学 地質学 農用化学 農用工学 耕種 養畜 農業
経済 農業簿記 農事法規

但土地ノ情況ニヨリ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ園芸 森林 開墾 獣医 昆虫学等ノ某科目ヲ置キ又養蚕 養魚 桑茶 綿 麻 楮 藍 黍 藪 甘蔗 蘆粟 葡萄 煙草等ノ耕種法 製茶法 製糖法 農産物貯法 肥料製造法等ノ学科目ヲ置クコトヲ得と規定された。一見してわかるように、農学校通則では第二種が第一種より学理志向の強い高度な農学校として

規定されている。

このように農学校通則では第一種と第二種という2種類の農学校を設定している。文部省が、これら2種類の農学校の各府県への設置をどのように企図していたのかについては、通則制定の翌年1月4日付の官報に掲載された農学校通則についての文部省の説明「農学校ノ件ニ付照会ノ旨意（文部省報告）」¹⁾にみることができる。ここで、文部省は、

今日ニ在リテハ姑ク先ツ府県立ニ頼リテ第一種ヲ設立シ農学ノ農事ニ実益アル所以ヲ示シ以テ自余ヲ勧誘シ且其ノ郡村ノ農学校ヲ設ケントスルモノヲシテ憑式スル所アラシメンヲ期スヘシ然レトモ農学校ノ如キハ固ヨリ大ニ土地ノ情況ニ関係アルモノニシテ概シテ方今第一種ニ限ルヘキニ非ス或ハ特ニ第二種ヲ設ケルノ便宜アルニ出ツルモノアルヘシト雖仍此等ニ就キ再応考量ヲ加ヘ然ル後更ニ文部省ヘ伺出ツヘシト云フニアリ

と、第一種と第二種の設置方針を説明した。文部省としては、当面は府県立で第一種農学校を設置するとし、第二種の設置はあくまで例外としている。

さて、通則廃止翌年の1887年に文部省が刊行した『日本近世教育概覧』には、

十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリテ其生徒総数三百三十八人歳費金額二万八千七百三十八円余ナリ然ルニ文部省ハ曩ニ定ムル所ノ農学校通則ヲ以テ實際ニ適切ナラストシ十九年之ヲ廃ス

とある⁵⁾。この引用中の「十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」という記述は、文部省において以後も引き続き使用されていくことになる。例えば、1922年の『学制五十年史』では、

「農学校通則」の制定以来、農学校の規模は大いに整頓し、明治十八年末の調査によれば、第二種の資格を有する地方の公立農学校は九校を数ふるに至つた。

と記載されている⁶⁾。また、1936年の『実業教育五十年史』でも『学制五十年史』の上記の文章と同じ文章が記載されている⁷⁾。このように文部省においては、“農学校通則に基づいて設置された農学校は第二種が公立農学校

9校”という記述が、数十年にわたって継承されていたことが確認される。そして、以下にみるように、この記述は農学校通則の廃止要因についての研究において、前提となる事実として位置付けられてきた。

農学校通則の廃止とは、1886年3月25日文部省令第三号によって、

明治十三年一月第四号明治十四年一月第七号同年一月第八号但書同年四月第十一号同年五月第十四号同年六月第十八号明治十五年九月第九号明治十六年四月第四号同年四月第五号同年九月第十七号明治十七年三月第五号同年十二月第十五号同年十二月第十六号達ヲ廃ス

と通達されたものである⁸⁾。このなかの「明治十六年……四月第五号」が農学校通則を定めた布達を示している。農学校通則の廃止について、『実業教育五十年史』では、「何故にか農学校通則は制定後僅か三年にして明治十九年廃止されて居る。理由不明である」としている⁹⁾。三好信浩は『日本農業教育成立史の研究—日本農業の近代化と教育—』において、『実業教育五十年史』では「理由不明」とされた農学校通則廃止の要因を以下のように分析している¹⁰⁾。三好は上述の『日本近世教育概覧』の「十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」の記述をあげたうえで、

農学校通則が実際に適切でない判断されたわけで、その判断の裏には、第二種の公立農学校九校という実態があった。第一種の農学校を推進しようとした文部省の意図は見事に裏切られて、もともと勸農行政の中から出てきた農学校の学理志向を手助けして、その存立根拠を付与するという皮肉な結果となったのである。

文部省の刊行した『実業教育五十年史』には、「何故にか農学校通則は制定後僅か三年にして明治十九年廃止されて居る。理由不明である」と記されているが、同書が挙げた商業学校通則の施行状況に関する資料が、逆説的な意味でその理由になっている。すなわち、農学校通則の翌年に制定された商業学校通則をみると、両者の内容はほぼ同一であるにもかかわらず、文部省の意図通りに機能した。すなわち、それまでの府県の商法講習所は順次この通則にならって規則を改め、またこの通則に基づいて各府県

で新たな商業学校が設立されたが、東京商法講習所（東京商業学校）など若干を除いて、ほとんどは第一種の商業学校として文部省に認可された。農学校が第二種に固執したのに対して、商業学校は第一種として「躬ラ善ク商業ヲ営ムヘキ者ヲ養成スル」ことに従事し、府県の期待にこたえたからである。農学校が第二種に固執したのは、駒場農学校を頂点とする日本の農業教育が学理志向を強めた結果であることは、本書で述べ来た通りである。

と述べている。つまり、商業学校は文部省の意図通りにほとんど第一種が設立されたのに、農学校はそれに反して第二種ばかりになってしまったので、文部省は農学校通則を廃止したという。ここで、この三好の議論の前提となっているのが、「十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」という記述である。しかし、これは事実を正確に伝えているのであろうか。

以下において本論では、この1885年における農学校設置状況をふくめて、農学校通則制定以来この通則で定めるところの第二種農学校ばかりが設立されてきたという記述の検証をおこなう。第1節で述べたように、官立の札幌農学校と駒場農学校は農商務省の管轄で、農学校通則の適用対象ではなかったため、これらの官立農学校は検討の対象から除外する。

また、当時において各府県に設置されていた農業教育機関は農学校と称するもののみではない。しかし、そうした農業教育機関も“学校”ではなく“講習所”等の名称の場合、農学校通則の適用対象ではなかった。ここでは、その一例として、福井県に設置された農業講習所をみておきたい。福井県は、1883年1月24日、甲第四号において「本県農業講習所規則別冊之通相定候条此旨布達候事」として、管内に「農業講習所規則」を通達した¹¹⁾。この「農業講習所規則」はその冒頭に、「本所ハ農事上ノ学理実業ヲ講習シ其ノ振作改良ヲ図ルヲ以テ本旨トス」と規定され、明らかに教育機関であることが読取れる。この福井県の農業講習所は、翌年6月25日、甲第四十八号において「本県農業講習所本月三十日限相廃止該生徒ノ義ハ県立福井中学校ニ於テ教授セシメ候条此旨布達候事」と僅か1年でその廃止が通達された。したがって、この農業講習所が学事年報などの報告書に現れるとすれ

ば、1883年のものとなるはずであるけれども、『福井県第三学事年報 明治十六年』には農業講習所については一切の記載がない¹²⁾。つまり、このことは、福井県が農業講習所を文部省管轄の教育機関であるとは認識していないことを示している。したがって、当然、農学校通則への準拠なども考えられることはない¹³⁾。本論では、農学校通則の廃止要因を解明する研究の一端として、講習所のような農学校通則の適用対象外の農業教育機関については検討の対象とはしなかった。

3. 1885年までの公私立農学校

まず、農学校通が制定された1883年から『日本近世教育概覧』に記載された調査の時期である1885年末までに、どこの府県に農学校が存在していたのかを確認する必要がある。本論では、当時設置されていた農学校の存在を文部省年報に収録されている「府県学事年報要略」によって確認する。1883年、1884年及び1885年の「府県学事年報要略」¹⁴⁾によれば、それぞれの年に農学校を設置していた府県は、1883年には秋田・福島・岐阜・鳥取・広島・福岡、1884年には福島・山梨・岐阜・鳥取・広島・福岡・長崎、1885年には宮城・福島・新潟・山梨・鳥取・広島・山口・福岡・長崎となっている。

以下において、1883年から1885年までに設置されていた府県の農学校について、これらの農学校が通則に定められたところの第一種であるのか第二種であるのかを検討する。その際に、「府県学事年報要略」に第一種あるいは第二種であることの記載が存在しているものもあるけれども、ここでは、できるだけ複数の史料から確認することを基本に検討することで、議論をすすめたい。

(1) 宮城農学校（宮城県）

1885年の「府県学事年報要略」によれば、

宮城農学校ハ本年農事講習所ノ組織ヲ改メ第一種農学校通則ニ準ヒ宮城農学校ト改称シ実業ヲ主トシ兼テ農学科獣医学科森林学科（当分欠ク）ヲ置キ其学期ヲ三年トス

とされており、第一種農学校として設置されたことがわかる¹⁵⁾。宮城農学校が第一種農学校であることは、この

年の宮城県布達文書『明治十八年宮城県乙号達』においても確認することができる¹⁶⁾。宮城県は1885年7月30日に乙第四十八号で、「本県農事講習所ヲ農学校ト改称規則別冊ノ通相定ム此旨相達候事」と管内に通達し、別冊で「宮城農学校規則」を添付している。この規則の第2条では、

農学科ハ文部省通則ニ拠リ躬ヲ善ク農業ヲ操ルモノヲ養成スルモノトス

と規定されている。これを農学校通則第2条で規定された第一種農学校の目的「主トシテ躬ヲ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル」と比較すれば、宮城農学校が通則に準拠した第一種農学校であることは明らかである。以上のことから、宮城県に設置された宮城農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(2) 開成山農学校（福島県）

1884年の「府県学事年報要略」の福島県年報では、この県に設置された農学校の沿革について、

本校ハ明治十三年郡山農学校ノ称ヲ以テ安積郡郡山小学校内ニ開設シ専ラ學術ヲ授ケシカ実地修業モ亦欠クヘカラサルヲ以テ十五年八月実地試業ニ富メルノ教員ヲ聘シ學術実習両ナカラ完全ナラシメンコトヲ謀リ十七年六月同郡桑野村開成館内ニ移シ名称ヲ開成山農学校ト改メ更ニ田圃ヲ増加シテ弥本校ノ隆盛ヲ期ス其月通則ノ旨趣ニ遵ヒ教則ヲ改正シテ第一種農学校トス

と記載されている¹⁷⁾。この記載から、福島県では1880年に郡山農学校が開設され、1884年に移転され開成山農学校となり、このときに農学校通則に準拠して規則の改定がなされ、第一種農学校となったことがわかる。上に引用した「府県学事年報要略」と同じ文章は『明治十七年福島県学事年報』にも記載されている¹⁸⁾。以上のことから、福島県に設置された開成山農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(3) 新潟県農学校（新潟県）

1885年の「府県学事年報要略」の新潟県年報では、新潟県農学校について、

本校ハ従前学科程度ヲ簡ニシ現業ヲ専トセシカ本年農学校通則第二種ノ組織ニ変換シ其規模ヲ改メ学士ヲ聘セシメ以テ稍整備スルヲ得タルカ如シと記載されている¹⁹⁾。ここにある「従前学科程度ヲ簡ニシ現業ヲ専トセシ」とは、この農学校の母体となった新潟県立勸農場のことである²⁰⁾。さらに、これと同じ文章は『新潟県学事第六年報（明治十七年）』にも記載されている²¹⁾。以上のことから、新潟県に設置された新潟県農学校は第二種農学校であったと確認することができる。

(4) 山梨県農学校（山梨県）

1884年の「府県学事年報要略」の山梨県年報では、山梨県農学校について、

抑本校ハ初メ農事講習所ト称セシト雖トモ敢テ実業ヲ講習スルノミニアラス傍ラ学芸ノ教授ヲ兼ヌルヲ以テ其实ニ因テ其名ヲ正シ本年十一月先ツ山梨県農学校ト改称シ漸次農学校通則ニ適合センコトヲ期シ其教則ノ改正ニ着手セリ将来ノ目的トスル所ハ即資格ヲ第一種農学校トシ主トシテ躬ラ善ク農業ヲ操ルヘキモノヲ養成シテ管内農業ノ改良進歩ヲ謀ラントスルニ在リ

と記載されている²²⁾。これと同じ文章は『明治十七年山梨県学事年報』においても確認することができる²³⁾。もとは農事講習所²⁴⁾としていた組織を改組して、この年の11月に農学校とし、農学校通則に適合させるために教則改正に取り組んで第一種農学校を目指すとしている。この作業は、翌1885年4月に「山梨県農学校規則」として結実する。山梨県は、この年の甲第式拾七号において「当県農学校規則別冊之通改正ス」として、「山梨県農学校規則」を布達した²⁵⁾。この別冊の「山梨県農学校規則」はその第1条で、

本校ハ農業ノ改良進歩ヲ図ル為メ農学校通則第一種ノ目的ニ遵ヒ実業ヲ主トシ兼テ学理ヲ授ケ自ラ善ク農業ヲ操ルモノヲ養成スル所トス

と規定した。こうして第一種農学校としての規則を定めたことは、この年の県学事年報にも、

本校ハ明治十五年中之ヲ創設シ当時農事講習所ト称シ専ラ学理ト実業トヲ教授セシカ前年己ニ報告セシ如ク本年ニ於テハ大ニ組織ヲ改良シ其資格ハ第一種

農学校トシ専ラ実業ヲ操ル可キモノヲ養成シ以テ管下農事ノ改良進歩ヲ謀ラントシ前年以来計画シタルカ如ク改良稍緒ニ就キ生徒学芸ノ進歩実習ノ練熟等復昔日ノ比ニ非ラサルナリ今ノ姿ヲ以テ尚ホ後來ヲトスレハ大ニ良結果ヲ得ヘキヲ信スと記録されている²⁶⁾。また、これと同じ文章は「府県学事年報要略」にも記載されている²⁷⁾。以上のことから、山梨県に設置された山梨県農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(5) 華陽学校農学部²⁸⁾（岐阜県）

1883年の「府県学事年報要略」の岐阜県年報には、「県立農学校ハ七月一日県立華陽学校へ合併」とあり²⁹⁾、文部省から農学校通則が示されて3ヶ月ほどの時点で、農学校は単一の学校ではなくなり、県立の中等学校であった華陽学校の一部となったことが記載されている。この合併で華陽学校は、「中学科及師範学科農学科ヲ教授スル所」となった³⁰⁾。しかし、翌年の「府県学事年報要略」の岐阜県年報には、「県立華陽学校ハ中学科及師範学科農学科（当分休業）ヲ教授スル所」と記載されていて³¹⁾、農学部は休業状態となったことが報告されている。華陽学校農学部はこの休業状態が続いたまま、1886年5月に廃止となる³²⁾。

このように「府県学事年報要略」では岐阜県農学校及び華陽学校農学部の推移を追うことができるものの、この農学校が通則に規定されたところの第一種なのか第二種なのかを確認することはできない。しかし、岐阜県の学事年報にはこれについての記載が残っている。まず、『明治十六年 岐阜県学事年報』の県立華陽学校の項目では、

農学科ニ至リテハ生徒減少萎靡不振ノ情况ナル所以ノモノハ人民ノ智識未タ農学ノ緊要ナルヲ知ラサル因ルカ抑亦其学科ノ農学通則第二種ノ組織ナルヲ以テ本県農事ノ現況ニ適セサルニ因ラスンハアラス是将来大ニ改良ヲ加ヘ第一種農学トナスノ計画ニ出テントスル所以ナリ

と記載されていて³³⁾、翌年の『明治十七年 岐阜県学事年報』には、

華陽学校農学部ハ其組織第二種農学ニ係ルヲ以テ専

ラ農理ヲ講究スルニアリテ実芸ハ却テ其附帯スル所
タリ加之種々ノ情故アリテ生徒年ニ其数ヲ減シ民心
帰向ノ念ヲ厚カラシムル能ハス得失相償ハサルノ看
ヲ呈露スルニ至リ遂ニ第一種農学ニ其組織ヲ変セサ
ルヲ得サルノ情勢ニ迫レリ然ルニ第一種農学ハ実芸
ヲ主トシ学理講究ヲ補翼トスルヲ以テ附属圃場及水
田ヲ要スルノ多キ急ニ之ヲ変更スルノ易事ニ非ルカ
為メ一旦休業スルノ已ムヲ得サル

と記載されている³⁴⁾。ここから、岐阜県では華陽学校農
学部を第二種農学校として組織したものの、生徒減少の
ために第一種への変更が企図されたことがわかる。しか
し、この計画が現実化することはなく、上述したように、
華陽学校農学部は廃止されてしまう。以上のことから、
岐阜県に設置された華陽学校農学部は第二種農学校（正
確には、教育課程として第二種農学科を備えた学部）で
あったと確認することができる。

(6) 広島県農学校（広島県）

広島県農学校については、ここで検討をしている3年
間の「府県学事年報要略」の広島県年報には、農学校通
則に基づく第一種であるのか第二種であるのかに関する
記載がない³⁵⁾。また、『広島県学事年報』はここで検討を
している3年間について、管見の限りその存在を確認す
ることはできなかった。農学校に関する文書は、県の布
達文書がわずかに残るのみである³⁶⁾。これらの文書は農
学校の生徒募集に関するもので、例えば、1883年9月19
日の告甲第貳百九十壺号では、

本県農学校生徒欠員有之候ニ付公費生貳拾名私費生
貳拾名試験之上入校差許候条年齢十七年以上ニシテ
右志願ノ者ハ左之通相心得来十月三十一日迄ヲ期シ
学力履歴書ヲ添へ該校へ願出ツベシ

但初等中等科卒業ノ者ハ試験ヲ要セス

と通達されている³⁷⁾。また、1885年7月31日の告甲第
四百貳拾四号では、

本県農学校生徒欠員有之候ニ付私費生三十七名試験
之上入校差許候条年齢年齢十五年己上ニシテ右志願
ノ者ハ左之通り相心得来九月廿日ヲ期シ学力履歴書
ヲ添へ該校へ願出ツベシ

但小学中等科卒業ノ者ハ試験ヲ要セス入学ヲ許ス

と通達されている³⁸⁾。ここには“入学資格”らしきもの
が記載されているけれども、ここからこの農学校が第一
種であったか第二種であったのかを判断することは不可
能である。

上述した「府県学事年報要略」の広島県年報には、こ
の農学校の修業年限が3年間であることが記載されてい
る。農学校通則に基づく標準的な設定の場合、第一種
の修業年限は2年、第二種のそれは3年である。しかし、
第一種、第二種とも1年の延長が可能であるため、この
ことも判断の根拠になり得ない。以上のことから、広島
県農学校については第一種であるとも第二種であるとも
判断することはできない。

(7) 倉吉農学校（鳥取県）

1885年の「府県学事年報要略」の鳥取県年報には、専
門学校の項目に、

農学校ハ前年申報ニ述ヘタル如ク河村久米八橋ノ三
郡共立ニ係リシモ客年通常県会ノ建議ニヨリ其共立
ヲ廢シ更ニ県立トシ久米郡倉吉ニ開設セリ其学科ハ
農学校通則ニ拠リ第一種トス

と記載されている³⁹⁾。ここから鳥取県立倉吉農学校は第
一種農学校であったことがわかる。

さらに、このことは鳥取県における史料においても確
認することができる。1885年3月11日に鳥取県は勸第
貳号（壺類）として、

県立倉吉農学校ニ於テ生徒三十名ヲ限り試験ノ上入
学差許候条志願ノ者ハ来ル三月廿五日迄願書々式ニ
倣ヒ修履履歴書相添へ本県勸業課へ可差出試験期日
ハ追テ報告スヘシ此旨報告ス

但規則ハ最寄郡役所及戸長役場ニ於テ承知スヘシ
と管内に通達している⁴⁰⁾。そして、この通達には「県立
倉吉農学校仮規則」が添付されている。「県立倉吉農学
校仮規則」の第1条には、農学校の設置目的が、

本校ハ専ラ農学校通則第一種ニ遵ヒ主トシテ実業ヲ
授ケ兼テ之ニ必須ノ学科ヲ脩メシメ躬ヲ善ク農業ヲ
操ルヘキモノヲ養成スル所トス

と規定されている。この勸第貳号（壺類）に含まれる「県
立倉吉農学校仮規則」は、その名のとおり“仮”規則な
ので、実際に施行された規則と差異があるかもしれない

けれども、第一種農学校であったことに変更はないことが『鳥取県学事第五年報 明治十八年』から確認できる。この専門学校の項目にも上に引用した「府県学事年報要略」と同じ文章が記載されているからである⁴¹⁾。以上のことから、鳥取県に設置された倉吉農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(8) 山口農学校 (山口県)

1885年の「府県学事年報要略」の山口県年報には、専門学校の項目に、

山口農学校ハ本年七月ヲ以テ山口ニ創立シ其経費ハ総テ地方税ヨリ支出ス創立日尚浅キヲ以テ百般ノ準備未タ完成ヲ告クルニ至ラス

と記載されている⁴²⁾。山口農学校は1885年7月に創立されたけれども、まだ、様々な準備が完成していないとされている。そしてここには、この農学校が農学校通則に基づく第一種であるのか第二種であるのかについての記載はない。

山口県は1885年8月6日に甲第八拾号をもって、「今般県立農学校ヲ吉敷郡山口ニ設置シ該校諸規則別冊ノ通相定ム」と通達し、これに「山口県山口農学校規則」を添付している⁴³⁾。この第1条では、

本校ハ実業ト学理トヲ授ケ躬ヲ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル所トス

と規定されている。この規定は、通則で定められた第一種農学校の目的規定と基本的に同じものである。また、第4条に規定された入学資格には、「年齢十五年以上」や「小学中等科卒業ノ者」とされていて、これも第一種農学校の入学資格と同じである。さらに、第3条に規定された設置学科は、

脩身学、耕種、養畜、養蚕、製糖、化学、物理学、動物学、植物学、算術幾何、農業経済、農業簿記、英学

であり、第2節であげた農学校通則で規定された第一種と第二種それぞれの設置科目と比較すればわかるように、これも第二種農学校の設置科目よりは第一種のそれに近いものである。以上のことから、公の行政文書のなかに第一種であるか第二種であるのかについての明確な記載はないものの、山口県に設置された山口農学校は第

一種農学校であったと確認することができる。

(9) 福岡農学校 (福岡県)

1884年の「府県学事年報要略」の福岡県年報には、専門学校の項目に、

福岡農学校ハ第二種ノ教則ヲ布キ校外ニ水田ヲ設ケ之ニ農舎ヲ建築シ実験ノ規模ヲ拡充シ従テ数多ノ農具ヲ設備ス

と記載されている⁴⁴⁾。福岡農学校については、農学校通則に基づく第一種農学校であるか第二種農学校であるのかに関して判断できるものは、公の行政文書としては管見の限り上記のものしかないけれども、福岡農学校については、その他の文献からも第二種農学校であったことが確認され得る。

当時の福岡農学校の教員であった横井時敬⁴⁵⁾は、福岡農学校が第二種農学校としての認可を受けたときのことを回顧録として残している。1925年の『農業教育』第291号に横井は「農業教育の恩人 故浜尾子爵を憶す」という論説を残している⁴⁶⁾。表題からもわかるように、これはこの年の9月25日に77歳で死去した浜尾新への追悼論説である。ここで、横井は福岡農学校の第二種への認可をめぐる浜尾との“交渉”について、

私は処用の為に上京することとなり、其の序を以て、福岡農学校の組織改革案に関する文部省との交渉を依頼された、よつて文部省に右要件を以て出頭すると、浜尾局長は私を引見して、「農業学校は乙種が其の本旨と最もよく合致してゐるから福岡農学校も其の組織にせよ」といふものであつた、この論は農業学校の本旨より言へば当然のことであるが、何しろ明治十五六年の頃とて、農家の子弟にして中等教育を受けるものは極めて少数である、従て乙種では生徒が得られないから教育の仕様が無いのみでなく一般に教育は上より下に及ぶ常道として居る故、先づ以て甲種より始むるが然るべし、といふのが当方の主張で、三四日間毎日一時間半及二時間会見論議したが、なかなか賛成して呉ない、浜尾局長は一度に十五分も二十分も続けて弁ぜられるので、私は其の間聞いて居て揚足をとるには大層好都合であつた、
〈…… (中略) ……〉 然るに農学校通則には農学校

に甲乙の二種を認めてある事ではあるし、認可せぬわけに行かなかつたと見えて、とうとう認可された。と回想している。福岡農学校の代表として文部省を訪れた横井が、第二種農学校としての認可を求め、当時の専門学務局長であった浜尾新と“直談判”を繰り広げた経緯を述べている。ここで横井は農学校の種別を甲種・乙種としているけれども、これは横井の記憶違いであって、第一種・第二種の間違いである。甲種・乙種とは、農学校通則廃止から13年後の1899年に文部省令第九号により制定された農業学校規程⁴⁷⁾で定められた農学校の種別である。農学校通則と比較すれば、甲種が第二種、乙種が第一種に対応していることがわかる。横井は、農学校通則の規定ではなく、この回想録の執筆時期に近い農業学校規程のそれを誤って記載したものと考えられる⁴⁸⁾。

以上のことから、福岡県に設置された福岡農学校は第二種農学校であったと確認することができる。

(10) 壱岐農学校（長崎県）

1884年の「府県学事年報要略」の長崎県年報には、専門学校及農学校商業学校職工学校の項目に、

農学校ハ其設置ヲ各郡ニ奨励シ既ニ壱岐ノ如キハ聯合村立ヲ以テ第一種農学校ヲ設置シ目下準備中ニ係ル

と記載されている⁴⁹⁾。また、1885年の「府県学事年報要略」の長崎県年報では、専門学校の項目の壱岐農学校の箇所に、

本校ハ壱岐石田郡村会聯合シテ本校設置ノ評決ヲ為セシニ曩ニ廃止セル県立壱岐中学校ノ遺財ヲ貸与シ本年二月創設シ本科予科ノ二科ヲ置ク授業ノ要旨ハ農家ノ子弟ニシテ専ラ実業ニ就カントスルモノヲ養成スル目的ナリ予科ハ本科ニ入ルノ階梯ニシテ普通ノ学科ヲ授クルモノトス

と記載され⁵⁰⁾、ここに掲げられている表から壱岐農学校の修業年限が本科予科とも2年間であることがわかる。この2つの「府県学事年報要略」から壱岐農学校は第一種農学校として1884年から準備が始まり、翌年2月に創設されたことが確認される。

1886年2月8日に、長崎県の壱岐石田郡長の佐々野勝

衛は長崎県令石田英吉に「壱岐農学校規則更正之儀伺」なる伺書を提出している⁵¹⁾。ここには、

壱岐農学校予科修業年限ノ義満ニケ年ニシテ之ヲ本科修業年限ト通算スルトキハ満四ケ年ニ有之候処本郡ノ民状ヲ察スルニ一般農民ノ子弟ヲシテ小学中等科卒業ノ后尚ホ四ケ年ノ学業ヲ修メントスルハ實際困難ノ事情有之然レハトテ今ニ於テ予科ヲ全廃スルトキハ小学中等科ヲ卒リタルモ齡未タ十五年ニ滿タサル為メ本科ニ入ル能ハアルモノノ就学ノ途ヲ絶ツノ憂モ有之

と述べられている。ここから、壱岐農学校の入学資格が小学校中等科卒業であることが認められる。以上のことから、長崎県壱岐石田郡に設置された壱岐農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(11) 福江農学校（長崎県）

1885年の「府県学事年報要略」の長崎県年報では、専門学校の項目の福江農学校の箇所に、

本校ハ南松浦郡町村聯合シテ設置ノ挙アルヲ以テ元県立福江中学校ノ遺財ヲ貸与シ本年七月仮ニ開設シ同九月開校式ヲ行フ而シテ其学科ハ本科予科ノ二科ニシテ授業ノ要旨等ハ渾テ壱岐農学校ニ同シ

と記載されている⁵²⁾。このなかの「授業ノ要旨等ハ渾テ壱岐農学校ニ同シ」の文言から福江農学校も壱岐農学校と同じく第一種農学校であったことが推察される。長崎県には「福江農学校設置ノ件」なる文書が残されている⁵³⁾。この文書は、福江農学校の設置に関しての県庁への伺いに関して、その伺書と県庁からその回答が綴られているものである。この伺書とは、1885年6月8日付で福江農学校区域学務委員の青方光毅から長崎県令代理の長崎県大書記官柳本直太郎に出されたもので、文面は、

第一種福江農学校規則別冊之通編製候条御認可相成度此段相伺候也

とあり、この農学校が第一種であることが明記されている。そして県庁への具体的な伺い内容である「長崎県南松浦郡福江農学校規則」では、その第1条に、

福江農学校ハ主トシテ実業ヲ授ケ躬ラ能ク農業ヲ執ル可キ者ヲ養成スル所トス

と規定され、基本的に農学校通則による第一種農学校の

規定であることがわかる。また、第2条では修業年限が2年であること、さらに第3条と第4条では入学資格が年齢15歳以上と小学中等科卒業の学力を有することが規定されている。これらすべてが農学校通則での第一種農学校の規定通りである。以上のことから、長崎県南松浦郡に設置された福江農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(12) 秋成社農学校（秋田県）と学農社農学校（東京府）

1883年の「府県学事年報要略」の秋田県年報には、各種学校の項目に「習字科ヲ授クルモノ二校農学ヲ授クルモノ一校ナリ」とあって、その農学校の状況を、

農学校ハ秋成社ノ設立ニシテ其始メ盛大ナリシカ漸次衰微シ教師ノ如キハ生徒中稍熟達ノモノヲ以テ教授シ生徒ハ僅二十名其名ハ巖然タル農学ナリト雖モ如何セン資力ニ乏キカ故ニ更ニ農学校通則ニ依リ諸般ノ準備ヲ整頓シ挽回セシメントスルモ今ニ至テ及フヘカラサルノ景況ナリ

と報告している⁵⁴⁾。秋成社とは、1877年に旧秋田藩士羽生氏熟らが旧士族就産の目的をもって同志130名と結成した結社である⁵⁵⁾。そして翌年の「府県学事年報要略」の秋田県年報では、「各種学校ハ本年ニアリテ私立習字科一個アルノミナリ前年ニ比スレハ二個ヲ減ス其理由ハ資力ニ乏シク維持ノ見込ナキヨリ廃止スルニ至レリ」と報告されており、1884年中に秋成社農学校が廃止されたことがわかる。秋成社農学校は、農学校通則に基づいて改組を目指したものの、結局それは実らず廃止に至ったことが看取される。

学農社農学校は津田仙らによって設立された学農社が設置した農学校である。この私立農学校の所在地は東京府であるものの、「府県学事年報要略」の東京府年報には学農社農学校についての特段の記載はない。しかし、これまでの研究で、学農社農学校は1875年に開学し、当初は活況を呈していたものの、1880年代に入ると学生の減少や運営資金の欠乏にあい、1884年に閉校状態になったことが明らかにされている⁵⁶⁾。

このように秋成社農学校と学農社農学校は、経済不況からくるその終焉の状況から農学校通則に基づく改組が

実施され、第一種ないし第二種の農学校としての陣容を整えたとは考え難い。したがって、これらの私立農学校に関しては本論の検討対象から除外する。

以上、2つの私立農学校を除いた11の公立農学校が、本節における検討の対象となった農学校である。上にみてきたように、11の農学校のうち、新潟県農学校、岐阜県立華陽学校農学部、福岡農学校の3校が第二種農学校であり、その他は確認できなかった広島県農学校を除いて7校が第一種農学校であった。これらの農学校はすべて1885年末において存続していたので（ただし、(5)でみたように華陽学校農学部は休業中）、前節でみた『日本近世教育概覧』の「十八年末ノ調査ニ拠レハ地方農学校ノ第二種ノ資格ヲ具フルモノハ公立九校アリ」という記述は、実際の公立農学校の設置状況とは乖離のあることが明らかになった。

4. 1886年設置の農学校

前節においては、1885年までの公立農学校の設置状況を確認した。農学校通則の廃止は、1886年3月のことであるから、農学校通則に基づく農学校の設置を研究するならば、この年に設置された農学校についても検討が必要である。しかし、1886年の『文部省第十四年報』には「府県学事年報要略」は附録されていないので、文部省資料によっては、この年の農学校設置状況を確認することができない。そこで、1929年発行の農林省農務局編纂『明治前期勸農事蹟輯録』⁵⁷⁾及び都道府県から発行されている「都道府県教育史」などで、この年の農学校設置状況を確認したい。

『明治前期勸農事蹟輯録』に掲載された「明治十九年農学校及農業伝習所等一覧表」⁵⁸⁾によると、1886年7月1日時点で設置されていた公立農学校は、石川県農学校、福岡農学校、新潟県農学校、福江農学校、壱岐農学校、平戸農学校、倉吉農学校、宮城農学校、山口農学校である。前節であげた11の農学校と照らし合わせれば、石川県農学校と平戸農学校が新たに追加されていて、開成山農学校（福島）と山梨県農学校と広島県農学校が外れている（前節(5)でみたように岐阜の華陽学校農学部は5月に廃止されている）。また、新たに設置された私立農

学校はない。

もちろん『明治前期勸農事蹟輯録』の「明治十九年農学校及農業伝習所等一覧表」に1校の漏れもなく農学校が記載されている保障があるわけではない。じっさい第3節でみたように、1887年の『日本近世教育概覧』では、わずか2年前の農学校設置状況に間違っただけの記載がされていた。そこで、ここでは各都道府県から発行されているすべての「都道府県教育史」で、1886年の農学校設置状況を確認し、「明治十九年農学校及農業伝習所等一覧表」の記述とほぼ異なっていないことを確認した。

さて、新設の農学校については、後でみることにし、ここでは、福島・山梨・広島の農学校について簡単にコメントしておく。福島県は開成山農学校を1886年9月10日に廃止している⁵⁹⁾。この日付は「明治十九年農学校及農業伝習所等一覧表」の調査日である7月1日より後であり、厳密に記載すればこの一覧表には開成山農学校も含まれるべきである。また、山梨県は1886年5月11日に甲第四拾壹号をもって、「県立農学校ヲ県立徽典館ニ合併シ同館中農学科トシ尚従前農学校教則ニ依リ生徒ヲ養成ス」と管内に布達した⁶⁰⁾。山梨県農学校は県立の中等教育学校である徽典館に統合され、徽典館農学科として農学校時代と同じ教則で教育が続けられることになった。したがって、農学校としては廃止されたものの、1883年に岐阜県農学校が華陽学校農学部となったように、実質的には山梨県に第一種農学校が存続していたと評価することが妥当である。さらに、広島県農学校は1886年2月に廃止されている⁶¹⁾。したがって、1886年7月1日時点で存在していた農学校は、「明治十九年農学校及農業伝習所等一覧表」の9校に福島県の開成山農学校と山梨県立徽典館農学科を加えた11校となる。

以下、新設の2つの農学校について、前節と同じ考察をおこなう。

(1) 石川県農学校（石川県）

1886年3月19日、石川県は乙第七十九号において、
石川県農業講習所ヲ来ル四月ヨリ石川県農学校ト改称候ニ付テハ其規則別冊ノ通改定ス
但別冊規則ハ郡区役所戸長役場ニ就テ一覧スヘシ
(別冊略之)

と布達した⁶²⁾。従前の農業講習所が農学校として改組されたことがわかる。ここで着目しておくべきは「3月19日」という日付である。文部省が省令第三号をもって農学校通則を廃止するのは3月25日である。つまり、石川県のこの布達文書の約1週間後に農学校通則の廃止が文部省より届くことになる。

農学校通則は廃止されてしまうけれども、石川県はこの通則に準拠する形で農業講習所から農学校の改組をすすめてきており、そのことは石川県に残るいくつかの史料によって確認できる。1886年5-6月の『石川県学事報告』には、「石川県農学校近況」として、

明治十九年四月一日本県農業講習所ヲ羽咋郡火打谷村申田野へ移転シ石川県農学校ト改称ス其趣旨タルヤ明治十六年文部省第五号農学校通則ニ準拠シ実業ヲ主要トシ実習地ヲ拡張シ農家ノ子弟ヲ養成シ真ノ農業家ト成サント欲スルニ在リ

と記載されている⁶³⁾。ここから石川県農学校が農学校通則に準拠して組織されたことがわかる。したがって、石川県農学校も第一種か第二種のどちらかの規定に基づいているはずである。このことを踏まえて1886年3-4月の『石川県学事報告』をみると、4月22日で学第十九号達として布達された「石川県農学校職制及事務章程」には冒頭に、

農学校ハ躬ラ能ク農業ヲ操ルヘキモノヲ養成センカ
為メ主トシテ実業ヲ脩メシムル所ニシテ左ノ職制及
章程ニヨリ其事務ヲ幹理ス

と記載されている⁶⁴⁾。ここで、前半の農学校の目的規定は第一種農学校のものである。以上より、農学校通則廃止後の設置であったけれども、石川県に設置された石川県農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

(2) 平戸農学校（長崎県）

農林省農務局編纂の『明治前期勸農事蹟輯録』に掲載された「明治十九年農学校及農業伝習所等一覧表」には、平戸農学校が1886年4月に設置されたことが記載されている⁶⁵⁾。長崎県には、前節(1)でみた福江農学校の場合と同じように、平戸農学校の設置伺書「北松浦郡聯合村立学校設置之義ニ付伺」が残されている⁶⁶⁾。ここには、

設置目的として、「第一種農学校ヲ授ク」と記載されている。ここに、福江農学校のときと同様に、「長崎県北松浦郡平戸農学校規則」が添付されている。この規則は、福江農学校の規則と同様に、その第1条では、

平戸農学校ハ主トシテ実業ヲ授ケ躬ラ能ク農業ヲ執ル可キ者ヲ養成スル所トス

と規定され、基本的に第一種農学校の規定であることがわかる。また、第2条では修業年限が2年であること、さらに第3条と第4条では入学資格が年齢15歳以上と小学中等科卒業の学力を有することが規定されている。福江農学校と同様に、これらすべてが農学校通則での第一種農学校の規定通りである。以上より、石川県と同じように農学校通則廃止後の設置であったけれども、長崎県の北松浦郡に設置された平戸農学校は第一種農学校であったと確認することができる。

以上2校とも、農学校通則の廃止の後に設置された農学校であったけれども、ともに通則に準拠して組織されたものであり、ともに第一種農学校であったことが確認される。

5. まとめ

本論では、農学校通則の制定から廃止までのあいだ、各府県に設置された農学校が、通則に基づく第一種であったのか第二種であったのかを検討してきた。第3節及び第4節でみたように、農学校通則の適用対象であった公立農学校は全国に13校設置されていた。具体的には、

宮城農学校、開成山農学校、新潟県農学校、山梨県農学校、石川県農学校、華陽学校農学部、広島県農学校、倉吉農学校、山口農学校、福岡農学校、壱岐農学校、福江農学校、平戸農学校

である。このうち、広島県農学校だけは現在残されている史料からは、第一種であるのか第二種であるのかが判別できなかった。それ以外の12校については、9校（宮城、開成山、山梨、石川、倉吉、山口、壱岐、福江、平戸）が第一種農学校であり、3校（新潟、華陽、福岡）

が第二種農学校であることが当時の史料から明らかになった。農学校通則制定以降の年次進行として確認すれば、1883年には第一種が1校（福島）で第二種が2校（華陽・福岡）であり、1884年には第一種が3校（開成山・山梨・壱岐）で第二種が2校（華陽・福岡）、そして1885年末には、第一種が7校（宮城・開成山・山梨・倉吉・山口・壱岐・福江）、第二種が3校（華陽・新潟・福岡）であった。こうしてみれば全体として、第一種農学校が着実に増加していて、第2節でみた通則制定の翌年1月4日付の官報に掲載された農学校通則についての文部省の説明「農学校ノ件ニ付照会ノ旨意（文部省報告）」は一定の効果をあげていたと評価できる。つまり各府県の農学校設置は「当面は府県立の第一種農学校の設置をすすめる」とした文部省の意図の方向で確実に前進してきていた。しかし、通則は1886年に廃止されてしまう。何故、文部省は農学校通則を廃止したのか。これについての分析は稿を改めて論じることとしたい。

謝 辞

本論は多くの県での調査をもとに執筆されました。調査は主に県立図書館や県立公文書館などで行いました。そうした施設での職員のみなさんには史料検索などでたいへんお世話になりました。とくに、福島県教育センターの今泉恒久先生と鳥取県公文書館の伊藤康氏には史料の所在確認についても貴重なお時間を割いて頂きました。感謝致します。

付 記

本研究は科学研究費補助金（課題番号：21300289）の助成を受けたものである。

注

- 1) 『法令全書』明治16年、pp. 1298-1301；以下、農学校通則の条文はすべてここからの引用。
- 2) 『法令全書』明治14年、pp. 193-196。
- 3) この辺りの経緯は、倉沢剛『教育令の研究』、1975年、講談社、pp. 477-488や三好信浩『日本農業教育成立史の研究—日本農業の近代化と教育—』、1982年、風間書房、pp. 400-409に詳しい。
- 4) 官報第153号（1884年1月4日）。
- 5) 文部省総務局編刊『日本近世教育概覧』、1887年、pp. 145-146。
- 6) 文部省『学制五十年史』、1922年、p. 119。
- 7) 文部省実業学務局『実業教育五十年史』、1936年、p. 138。
- 8) 『法令全書』明治19年 下巻、pp. 96-97。
- 9) 前掲『実業教育五十年史』、1936年、p. 138。
- 10) 前掲『日本農業教育成立史の研究—日本農業の近代化と教育

- 一], pp. 421-422.
- 11) 福井県立図書館所蔵「福井県戦前 明治16年(1883)1月24日 布達甲第4」.
 - 12) 福井県立図書館所蔵『福井県第三学事年報(明治十六年)』.
 - 13) 『福井県教育百年史』によれば、福井中学校農学科は1886年3月で廃止されている(第一巻通史編)。福井県立図書館所蔵の布達文書や「府県学事年報要略」の記載からも、この農学科が農学校通則に準拠した教則改定をおこなった形跡はない。
 - 14) 「明治十六年府県学事年報要略」, 『文部省第十一年報附録』; 「明治十七年府県学事年報要略」, 『文部省第十二年報附録』; 「明治十八年府県学事年報要略」, 『文部省第十三年報附録』.
 - 15) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 43.
 - 16) 宮城県公文書館所蔵「明治十八年 宮城県乙号達」.
 - 17) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, p. 228.
 - 18) 福島県教育センター所蔵『明治十七年福島県学事年報』, p. 32.
 - 19) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 288.
 - 20) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, pp. 57-58.
 - 21) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第六年報(明治十七年)』, p. 13.
 - 22) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, p. 179.
 - 23) 山梨県立博物館所蔵「明治十七年山梨県学事年報」, p. 14.
 - 24) 前掲「明治十六年府県学事年報要略」, p. 327.
 - 25) 山梨県立博物館所蔵『山梨県布達 1885年』.
 - 26) 山梨県立博物館所蔵『明治十八年学事年報』, p. 11.
 - 27) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, pp. 233-234.
 - 28) “華陽学校農学部”という名称は、史料によって異なる記載がされている。文部省の「府県学事年報要略」では基本的に“華陽学校農学科”とされていて、『岐阜県学事年報』や『岐阜県教育史』(ここで取上げられている史料も含めて)では“華陽学校農学部”となっている。本論では、引用文を除いて、岐阜県の史料に基づいて“華陽学校農学部”と記載することとした。
 - 29) 前掲「明治十六年府県学事年報要略」, p. 357.
 - 30) 前掲「明治十六年府県学事年報要略」, p. 353.
 - 31) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, p. 199.
 - 32) 『岐阜県教育史』通史編 近代一, p. 455.
 - 33) 岐阜大学図書館所蔵『明治十六年 岐阜県学事年報』, p. 12.
 - 34) 岐阜県立図書館所蔵『明治十七年 岐阜県学事年報』, pp. 21-22.
 - 35) 前掲「明治十六年府県学事年報要略」, p. 605; 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, p. 366; 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 22.
 - 36) 広島県立図書館のホームページにもあるように、1945年8月6日、アメリカ軍が投下した原子爆弾によって広島県庁は壊滅的な被害を受けて、県庁所蔵文書も灰塵に帰している。このため、農学校に関する史料も多くが焼失してしまったと考えられる。
 - 37) 広島県立図書館所蔵『明治十六年自七月至十二月 本県告示』.
 - 38) 広島県立図書館所蔵『明治十八年自五月至八月 本県告示』.
 - 39) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 348.
 - 40) 鳥取県公文書館所蔵『勸号鳥取県布達』.
 - 41) 鳥取県公文書館所蔵『鳥取県学事第五年報 明治十八年』, p. 9.
 - 42) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 249.
 - 43) 山口県立図書館所蔵『山口県布達達書 明治一八年 後甲号』.
 - 44) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, p. 492.
 - 45) 横井時敬については、三好信浩『横井時敬と日本農業教育発達史』, 2000年, 風間書房に詳しい。
 - 46) 横井時敬「農業教育の恩人 故浜尾子爵を憶す」, 『農業教育』第291号, 1925年, pp. 1-2.
 - 47) 『法令全書』明治32年省令, pp. 56-60.
 - 48) 横井時敬は農業学校規程の制定のとき、既に福岡を離れ、帝国大学農科大学の教授となっているので、この回想が農業学校規程のもとでの記憶ではないことは明らかである(横井時敬の履歴については、『大日本農会報』第565号, pp. 74-79による)。ちなみに、この横井の回想録は、浜尾との交渉から40年ほど後のもので、第一次資料とは言い難いものである。しかし、農学校の種別の呼称の記憶違いはあるものの、その内容の明快さと無矛盾性及び横井自身にこのことで虚偽を語る動機がありえないこと、そして「府県学事年報要略」の記述との整合性から、この回想録を本論では福岡農学校の種別判定に用いた。
 - 49) 前掲「明治十七年府県学事年報要略」, p. 46.
 - 50) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 201.
 - 51) 長崎歴史文化博物館所蔵『明治十九年自一月至三月 学務課常務係事務簿 学制ノ部 共五 第一』に収録されている。
 - 52) 前掲「明治十八年府県学事年報要略」, p. 202.
 - 53) 長崎歴史文化博物館所蔵『明治十九年自一月至三月 学務課常務係事務簿 学制ノ部 共五 第一』に収録されている。
 - 54) 前掲「明治十六年府県学事年報要略」, p. 466.
 - 55) 『秋田県史』第五巻 明治編, p. 14, pp. 615-616.
 - 56) 高橋宗司『津田仙評伝』, 2008年, 草風館, p. 61.
 - 57) 農林省農務局編纂『明治前期勸農事蹟輯録』, 1929年, 大日本農会.
 - 58) 前掲『明治前期勸農事蹟輯録』, pp. 1588-1592.
 - 59) 『福島県教育史』第1巻, pp. 322-328.
 - 60) 山梨県立図書館所蔵『山梨県布達 明治18年6~明治20年1』(マイクロフィルム).
 - 61) 飯沼二郎『明治前期の農業教育』, 1969年, 京都大学人文科学研究所, pp. 39-40.
 - 62) 石川県立図書館所蔵「明治十九年石川県公報」第四拾壹号, 1886年3月19日; ただし、別冊の規則については「別冊略之」とあるように掲載されていない。
 - 63) 石川県立図書館所蔵『石川県学事報告』第拾貳号, p. 32.
 - 64) 石川県立図書館所蔵『石川県学事報告』第拾壹号, p. 8.
 - 65) 前掲『明治前期勸農事蹟輯録』, p. 1589.
 - 66) 長崎歴史文化博物館所蔵『明治十九年自四月至六月 学務課常務係事務簿 学制ノ部 共五 第三』に収録されている。